

鴨川市ふるさぽーと寄附金取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第56号

鴨川市ふるさぽーと寄附金取扱要綱の一部を改正する告示

鴨川市ふるさぽーと寄附金取扱要綱（平成24年鴨川市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画総務部企画政策課」を「商工観光課」に改める。

別記第1号様式中

「

① 快適で暮らしやすい交流拠点のまちづくりのために 市道等の整備、公共交通網の充実、上下水道の整備 など
② 環境と調和した安心・安全なまちづくりのために 自然環境・景観の保全・活用、消防・防災対策の充実 など
③ 活気あふれ人が集う産業のまちづくりのために 産業振興、観光振興、移住・定住の促進、雇用対策の充実 など
④ とともに学び未来を育む教育文化のまちづくりのために 学校教育の充実、文化財の保全と活用、スポーツの振興、国際交流の推進 など
⑤ 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまちづくりのために 保健・医療の充実、高齢者・障害者施策の充実、子育て支援の充実 など
⑥ みんなが主役となる協働・自立のまちづくりのために 地域コミュニティの維持・強化、協働のまちづくりの推進 など

を

「

① 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりのために 農林水産業の振興、商工業の振興、観光・交流の振興、移住・定住の促進 など
② 魅力あふれる住みやすいまちづくりのために 地域交通網体系の整備、居住環境の整備、環境衛生施設の整備 など
③ 自然と共生する安心・安全なまちづくりのために 自然環境の保全、消防・防災体制の整備充実、防犯・交通安全対策の推進 など
④ 夢と学びのまちづくりのために 学校教育の充実、生涯学習の充実、文化の振興、スポーツの振興
⑤ 健やかに暮らせる福祉のまちづくりのために 健康寿命の延伸、子育て支援の推進、いきいきと暮らせる社会の形成 など
⑥ 健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりのために 市民サービスの安定化と利便性向上、健全な財政基盤の確立

に、

① 鴨川市が指定する金融機関等での納入 * 後日、鴨川市から納入通知書をお送りします。手数料は無料です。
② 郵便局・ゆうちょ銀行での払込み * 後日、鴨川市から払込取扱票をお送りします。手数料は無料です。
③ 現金書留による送金 * 郵送料等は、ご本人の負担となります。
④ 鴨川市役所窓口での納入 * 直接、鴨川市役所担当窓口へご持参ください。
⑤ 鴨川市が指定する口座への振込み * 後日、口座番号をお知らせします。手数料は、ご本人の負担となります。

を

① 鴨川市が指定する金融機関等での納入 * 納入通知書をお送りします。手数料は無料です。
② 郵便局・ゆうちょ銀行での払込み * 希望により郵便払込取扱票をお送りします。手数料は無料です。 取扱票 希望する・希望しない
③ 現金書留による送金 * 郵送料等は、寄附申出者ご本人の負担となります。
④ 鴨川市役所窓口での納入 * 鴨川市役所担当窓口へご持参ください。
⑤ 鴨川市が指定する口座への振込み * 口座番号をお知らせします。手数料は、寄附申出者ご本人の負担となります。

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。